

2021年12月末の 会計上の留意事項(IFRS)

December 2021



目次

はじめに	1
注目されている論点	2
<hr/>	
クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションおよびカスタマイゼーション(CC)のコスト	2
気候変動	3
給付の勤務期間への帰属－IAS 第 19 号	3
サプライヤー・ファイナンス契約	3
予想される税制改正	4
債務のリストラクチャリング	4
非金融資産の減損レビューに関する主要な留意点	4
継続企業の前提に関する IASB の教育文書	6
2021 年 12 月 31 日に終了する事業年度に新たに適用される基準および解釈指針	8
<hr/>	
2022 年 1 月 1 日以後に発効する新基準	9
<hr/>	

はじめに

この資料では、2021年12月31日現在の、国際財務報告基準(IFRS)による財務報告における要求事項をまとめています。

最初のセクション「注目されている論点」では、企業が当年度末に検討する可能性のある項目を記載しています。2つ目のセクションでは、2021年12月31日に終了する事業年度に新たに適用可能となる基準および解釈指針を記載しています。

最後のセクションでは、今後発効する基準および解釈指針を記載していますが、これらについては、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第30項に従い、重要性がある場合には、適用により起こり得る影響の評価についての開示が必要となる可能性があります。

この文書は[Viewpoint](#)に掲載され、四半期ごとに更新されています。

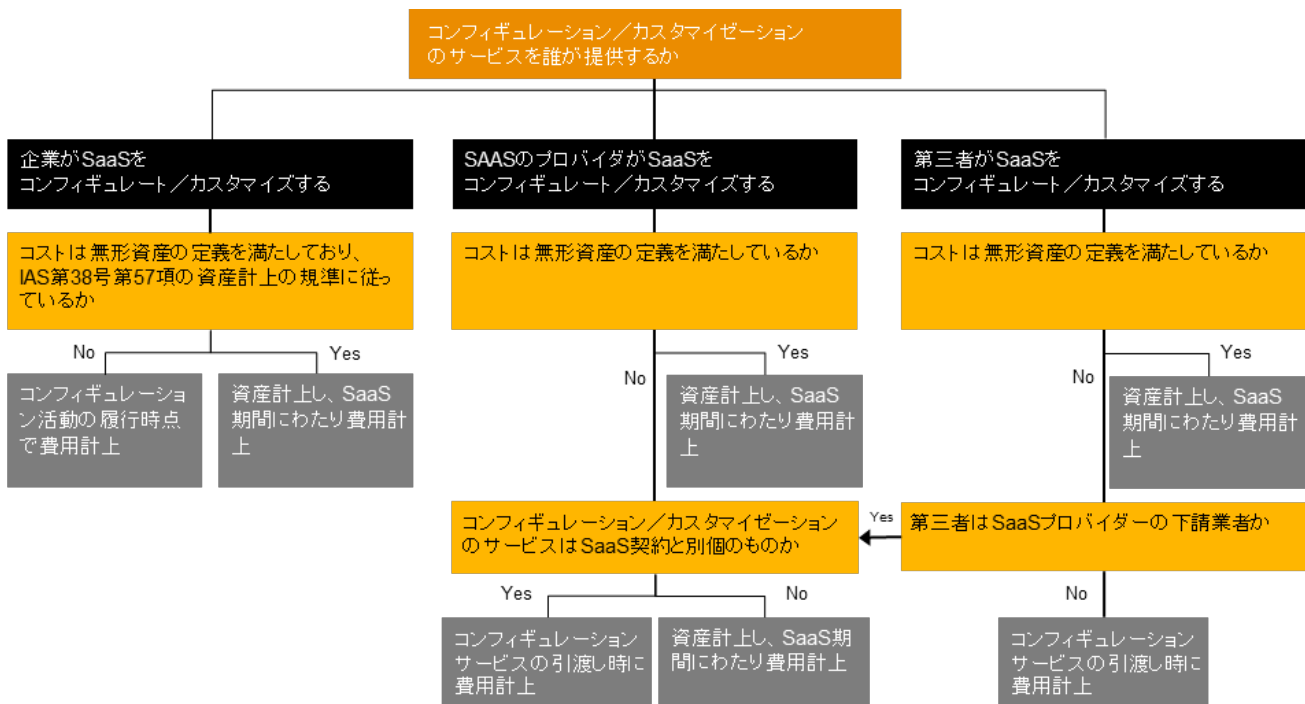
注目されている論点

クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションおよびカスタマイゼーション(CC)のコスト

2021年4月、国際会計基準審議会 (IASB) は、クラウド・コンピューティング契約における **コンフィギュレーションおよびカスタマイゼーション(CC)のコスト** に関する、2021年3月のIFRS解釈指針委員会 (IFRS IC) アジェンダ決定を承認しました。本アジェンダ決定は、サービスとしてのソフトウェア (SaaS) クラウド契約に関連して重要性のあるCCコストが発生している企業または過去に発生した企業に会計方針の変更をもたらす可能性があります。企業が検討すべき主な項目は以下のとおりです。

- コストは無形資産として資産計上することができるか
 - 多くの場合、顧客は、コンフィギュレーションまたはカスタマイゼーションが行われたソフトウェアを支配しておらず、それらの活動はソフトウェアとは別個の資産を創出しないため、CCコストを無形資産として認識しない。しかし、状況によっては、創出された追加コードは識別可能であり、IAS第38号の認識規準を満たす可能性がある。企業は、そうした状況が追加コードの無形資産としての認識をもたらすかどうかを検討しなければならない。
- CCコストは前払として資産計上できるか、それともコストは発生時に費用処理すべきか
 - IAS第38号は、企業に対し、サービスを受け取った時点でコストを費用処理することを要求している。サービスは、企業がサービスを使用した時点ではなく、サプライヤーが契約に従ってサービスを履行した時点で受け取られる。企業は、サービスがいつ履行されるのかを結論付けるために、誰がそのサービスを履行しているのか (第三者か、またはSaaSプロバイダか)、および、IFRS第15号の規準に従い、サービスがSaaSの履行義務と区別できるものかどうかを理解しなければならない。第三者のサプライヤーがCCを履行した場合、これらの費用は通常直ちに費用計上される。ただし、第三者が実質的にSaaSプロバイダの下請けである場合を除く。

次のディシジョン・ツリーにおいてCCサービスに関するステップを要約しています。



本アジェンダ決定により、特に資産計上された場合に、企業は、過去の報告期間中に発生したコンフィギュレーションおよびカスタマイゼーションのコストの会計処理の再評価が必要となるでしょう。アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでおり、この説明的資料の結果として「新しい情報」が生じる場合は、企業はIAS第8号に従って任意に会計方針を変更する可能性があります。会計方針の任意の変更は、実務上不可能な場合を除き、遡及適用されます。

本アジェンダ決定はIFRS基準書を変更していないため、正式な発効日がありませんが、IASBは、企業には、なんらかの変更が必

要かどうかを評価し、変更を適用するための十分な時間が与えられると期待しています。本アジェンダ決定が公表されてから経過した期間の長さを考慮すると、多くの場合、2021年12月31日を報告日とする企業は、IFRS ICの決定を分析するのに十分な時間があつたと考えられます。

しかし、稀な状況においては、2021年12月31日を報告日とする企業が本アジェンダ決定を適用することが実務上不可能な場合があります。このような状況においては、2021年12月31日付の財務報告において、本アジェンダ決定の適用が遅延している理由の説明、および経営者が報告日時点で特定可能な関連性のある情報の開示が行われることを、PwCは期待します。

アジェンダ決定の性質およびステータスならびにアジェンダ決定の結果により生じる変更をどのように会計処理するかについては、PwC IFRSマニュアル [FAQ 3.20.1](#) (和訳は [こちら](#)) および [FAQ 3.37.1](#) (和訳は [こちら](#)) をご参照ください。また、クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションおよびカスタマイゼーション (CC) のコストの評価方法およびその他の関連する論点に関するより詳しいガイダンスは、[In depth INT2021-09](#)「クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーションおよびカスタマイゼーションのコスト」(和訳は [こちら](#)) をご参照ください。

気候変動

気候関連リスクは、企業の業務や財務業績に影響を与える可能性のあるテーマです。IFRSは気候リスクを明示的に取り上げていませんが、財務諸表の作成に際して行われるさまざまな判断や見積りの基礎となる原則には、多くの場合、気候関連リスクの要因が織り込まれています。企業が気候関連の論点を考慮すべき特定の領域は、より重要なものとなっており、例えば「グリーン」ローン(すなわち、サステナビリティ関連のKPIに一定程度まで依拠する金利で発行される債券またはローン)、気候関連クレジットの引スキーム、また引当金や回収可能価額の算定で使用される見積りが挙げられます。

また、IAS第1号「財務諸表の表示」は包括的な開示要求を定めていることにも留意が重要です。すなわち、特定の取引、その他の事象および状況が企業の財政状態および財務業績に与える影響を投資者が理解するために必要な場合には、その情報を開示することが求められています。多くの場合、気候関連リスクに対する企業のエクスポージャーは、前事業報告年度から著しく変動していない可能性があります。しかし、気候関連リスクは、多くの財務諸表利用者にとってより重要なテーマになってきています。したがって、気候変動に注目が集まっている現状やその影響を踏まえると、企業は、気候問題という点で財務諸表に影響を与える、重要性のある情報がすべて提供されるよう、厳格な評価を実施しなければなりません。

IASBIは、さまざまな基準における測定および開示に関する要求事項に対して気候関連リスクがどのような影響を及ぼす可能性があるか、および気候関連リスクをどのように織り込むべきかを判断する際に参照される各基準のさまざまな項番号について、リスト(網羅的なものではない)を含む教育文書を公表しました。詳細については、[In brief INT2020-14](#)「IASBの教育文書:気候関連問題がIFRSを適用して作成された財務諸表に与える影響」(和訳は [こちら](#))、[In brief INT2021-14](#)「パリ協定がIFRSに基づく財務報告に与える影響」(和訳は [こちら](#)) および [In depth INT2021-11](#)「ESGに関する事項がIFRSに基づく財務諸表に与える影響」(和訳は [こちら](#)) をご参照ください。

また、主要な気候関連の仮定ではIFRSに準拠するために財務報告と非財務報告との間の整合性は必要であり、企業はこの整合性を確保しなければなりません。例えば、企業がサステナビリティ報告書においてパリ協定の影響に関する最善の見積り([In brief INT2020-14](#))を公表している一方で、あるIFRS基準書が測定で最善の見積りを使用することを要求している場合には、企業は、財務報告に用いている見積りとサステナビリティ報告書で開示している見積りとの間の整合性を検討する必要があるといえます。(例えば、企業が市場参加者による別の仮定に依拠しているため)サステナビリティ報告において財務報告で反映されていない記載がある場合、企業は、その項目が財務報告で異なる基礎に基づき反映された理由について、追加の記載が必要かどうかを検討しなければなりません。

給付の勤務期間への帰属

2021年5月、IFRS ICは、企業が特定の確定給付制度(特定の退職年齢に達した場合に支払われる一時金)の給付を帰属させるべき期間を決定するアジェンダ決定を公表しました。

本アジェンダ決定は、特定の法域における特定の種類の給付制度の条件を検討することでした。しかし、本アジェンダ決定は、類似の種類の給付制度の取決めに適用されるべきIAS第19号の原則の明確化に役立ちました。これは、従業員が退職前の最低勤務期間を終了した場合に、企業が従業員に提供する必要がある特定の最低給付を政府が義務付けている法域においてよくみられるものです。このような給付制度の条件は複雑である可能性があり、本アジェンダ決定が現行の会計処理に影響を与えるかどうかについてそのような給付制度を検討する際には注意しなければなりません。

さらに詳しくは、[FAQ 12.31.1.1](#) - How is a retirement benefit (lump sum payment) attributed to its periods of service? (英語のみ)をご参照ください。

サプライヤー・ファイナンス契約

サプライヤー・ファイナンス契約の会計処理に関する質問が引き続き寄せられています。こうした契約は、サプライヤー・ファイナンス契約の対象となる営業債務の認識を中止して、代わりに銀行借入を計上すべきかという疑問を生じさせます。サプライヤー・ファイナンス契約の会計および報告は、規制当局が大いに注目する領域であり、特に企業の資金調達の源泉について焦点が当たっています。注目されている内容には、企業が重要なサプライヤー・ファイナンスを利用しているか、それが企業の年次報告書から明確に読み取れるか、関連する残高が銀行借入または営業債務として適切に表示されているか、そして、これらから生じるキャッシュ・フローがキャッシュ・フロー計算書に適切に表示されているかどうかが含まれます。

2021年6月、IASBは、サプライヤー・ファイナンス契約に関する狭い範囲の基準設定プロジェクトをワークプランに追加することを決定しました。2021年11月にIAS第7号およびIFRS第7号の修正を提案する公開草案が公表されました。この公開草案は、新たな開示要求事項、および既存の開示要求事項の中に「手掛かり」を追加しており、企業はこれらによりサプライヤー・ファイナンス契約に関する定性的情報および定量的情報を提供することになります。この情報は、そのような契約が企業の負債およびキャッシュ・フローに与える影響についての投資家の判断を支援します。IASBは、2022年3月28日まで本公開草案に対するフィードバックを募集しています。このIASB文書は公開草案ではありませんが、現在、IAS第7号、IFRS第7号およびIAS第1号によって要求されている開示に加えて、今の段階でどのような種類の情報を任意で開示することが有用かを判断するのに役立つ可能性があります。

さらに詳しくは、IASBの公開草案「サプライヤー・ファイナンス契約」および[In depth INT2021-04](#)「サプライヤー・ファイナンス契約に関する財務報告上の主要な検討事項」(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

予想される税制改正

2021年10月8日、136か国・地域が国際税制改革に対する2本の柱から成るアプローチ(two-pillar approach)について合意に達しました(「[OECD合意](#)」)。なかでも特に、第1の柱は、企業が利益を稼得している市場国への課税権の一部の再配分を提案しており、第2の柱は、15%のグローバルでの最低実効税率の適用を目指しています。OECD合意により、今後数年間にわたって多数の国の法人税率が変更される可能性があります。税金資産および負債の測定に係る法人税率の変更の影響は、各国の法改正の内容と時期に応じて異なります。

さらに、米国の税制改革に関連する変更も予測されています。現段階では、これらの改正は2022年に成立するとPwCは見込んでいます。

上述の2つの論点について、2021年12月の報告期間においては、当期税金費用および繰延税金への影響はなく、IAS第12号も特定の開示を要求していません。しかし、OECD合意または米国の税制改革のいずれかによって重大な影響を受ける可能性のある企業は、IAS第1号の要求事項、ならびに特定の取引、その他の事象および条件が企業の財政状態および財務業績に与える影響を財務諸表の利用者が理解できるようにするための追加の開示を提供するかどうかを考慮する可能性があります。企業が上記の税務上の論点について開示を提供すべきであると結論付けた場合、PwCは、現時点では、開示は定性的な内容になると見込んでいます。

債務のリストラクチャリング

発行された負債性金融商品のリストラクチャリング、例えば借入や社債による資金調達およびデリバティブの条件変更などについては、引き続き質問が寄せられています。これは複雑な会計領域であり、重要な判断を必要とする可能性があります。関連ガイダンスは[PwC IFRSマニュアル第44章](#)の44.106項から44.119項(和訳は[こちら](#))に記載されています。主要な会計上の検討事項の一部の要約は以下のとおりです。

- 新規の債務の条件と当初の債務の条件が大幅に異なるかどうかの決定—IFRS第9号を適用して、企業は、金融負債を交換する場合、または、金融負債の条件変更が行われるものの借手および貸手が同一のまま変わらない場合、条件が大幅に異なるかどうかを評価する必要があります。条件が大幅に異なる場合、当該取引は当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。
- 債務の条件変更に係る利得または損失の取扱い—償却原価で測定される金融負債が、条件変更されるものの認識の中止にならない場合には、企業は、利得または損失を純損益に即時に認識しなければならない。利得または損失は、当初の契約上のキャッシュ・フローと条件変更後のキャッシュ・フローの差額を、当初の実効金利を用いて割り引くことにより計算される。
- 再交渉の一環として発生した手数料の取扱い—手数料を即時に認識すべきか資産計上すべきかについては、負債性金融商品の交換または条件変更が消滅として会計処理されるかどうかにより左右される。

非金融資産の減損レビューに関する主要な留意点

減損は、現在の経済環境下において、多くの企業にとって引き続き関心の高い領域となっています。規制当局は引き続きこの領域

に注目しており、開示の透明性の向上を継続して強く求めています。多額ののれんや無形資産を保有する企業グループや新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の負の影響を受け続けている企業グループは、規制当局から、減損の評価と特にそれに関連する開示について異議を申し立てられるリスクが高くなっています。

減損に関するCOVID-19の特定の検討事項については、[In depth INT2020-02](#)「新型コロナウイルス感染症が会計処理に及ぼす影響」(和訳は[こちら](#))を参照してください。このIn depthは実務的なガイダンスと新しいFAQによるアップデートが続けられており、2021年12月の期末にも関連します。

減損テストにおける主要なポイントには次のものがあります。

- 使用価値(VIU)モデルにおいて、主要な仮定は外部市場データと総合的である必要があり、また、キャッシュ・フロー予測における成長率の仮定は最新の経済予測と総合的でなければならない。処分コスト控除後の公正価値(FVLCD)モデルは、税引後のモデルであり、経営者の仮定ではなく、市場参加者の仮定を用いなければならない。
- 不確実性が增大している時期においては、このような環境における不確実性の高まりを反映させるために、単一の中心予測を用いて割引率にリスク調整を試みるよりも、加重平均されたキャッシュ・フローを導き出すために、複数のキャッシュ・フロー・シナリオを使用して相対的な確率加重を適用することにより減損テストにこれらの不確実性を織り込む方が、より容易である可能性が高い。
- IFRS第16号の適用により使用権資産が認識されるようになった。使用権資産は非金融資産であるため、IAS第36号の要求事項が適用される。企業は、これまで使用権資産に関連する資金生成単位(CGU)に減損の兆候が生じていない場合、このような変更を考慮に入れていなかった可能性がある。企業は、CGUに使用権資産が含まれる場合、IFRS第16号を適用した結果として減損テストに対する変更を必ず考慮すべきである。[In depth INT2019-02](#)「IFRS第16号『リース』—他のIFRSとの相互関係」(和訳は[こちら](#))を参照。リース契約の満了時におけるリース資産の代替によるキャッシュ・アウトフローを減損モデルに織り込むことが困難となる場合がある。この領域におけるさらに詳しいガイダンスについては、[FAQ 24.84.2](#) - What are the practical ways to include cash outflows to replace leased assets in a value in use model?(英語のみ)を参照。
- IAS第36号「資産の減損」のVIUモデルは、税引前のキャッシュ・フローを税引前の割引率で割り引くことを要求している。実務では、税引後のキャッシュ・フローと税引後の割引率が用いられている。理論上、これらは同じ結果となる可能性があるが、繰延税金を考慮しなければならないため、検討には複雑性が伴う。税引後のVIUモデルにおける繰延税金の取扱いについては、[EX 24.87.1](#) - Calculating value in use with post-tax cash flows(英語のみ)を参照。FVLCDモデルは、税引後のモデルであり、経営者による仮定ではなく、市場参加者の仮定を用いなければならない。
- 減損の評価において、帳簿価額は、回収可能価額を算定する方法と首尾一貫した基礎により算定しなければならない。例えば、
 - 回収可能価額がFVLCDモデルを用いて算定される場合、テスト対象となる帳簿価額には当期税金資産／負債および繰延税金資産／負債を含めなければならない(ただし、一般的に、既存の繰越欠損金に関する繰延税金資産はCGUを構成しないため除外する)。
 - 税引前のキャッシュ・フローに基づくVIUモデルを用いる場合には、繰延税金資産を帳簿価額に含めてはならず、また、繰延税金負債を控除してはならない(すなわち、繰延税金をCGUの帳簿価額に含めない)。考えられる計算方法の詳細については、[EX 24.87.1](#) - Calculating value in use with post-tax cash flows(英語のみ)を参照。
- のれんの減損が連結グループレベルで特定された場合、親会社の個別財務諸表上、関連する子会社に対する親会社の投資の減損レビューの引き金となる可能性が非常に高い。子会社に対する投資のVIUは、予想配当受取額の現在価値によって決定される。子会社に負債がない場合には、子会社の原資産からの見積税引後キャッシュ・フローの現在価値が、VIUの近似値となる可能性がある。さもなければ、正味分配可能額を決定するために、期待キャッシュ・フローの現在価値から負債の公正価値(外部および会社の両方)を差し引かなければならない。(FAQ 24.165.2「子会社への投資に関する使用価値はどのように算定されるか」(和訳は[こちら](#))を参照)。(訳注:この解説は、親会社がIFRSに基づいて個別財務諸表を作成する場合を前提としている。)

IAS第36号が要求する開示は広範囲にわたります。IAS第36号は、主要な仮定(回収可能価額が非常に敏感に反応する仮定)と関連する感応度分析の開示を求めています。また、IAS第1号「財務諸表の表示」第125項が重要な会計上の判断および見積りの不確実性の主要な発生要因の開示を要求していることにもご留意ください。

主要な仮定の合理的に可能性のある変更により、CGUのヘッドルーム(帳簿価額に対する回収可能額の超過額)がゼロまで減少する場合、ヘッドルームの開示が要求されます。ヘッドルームが主要な仮定の変更に敏感に反応する場合、企業は、ヘッドルームをゼロまで減少させる仮定の変更を具体的に開示する必要があるでしょう(売上成長率または割引率の+/- x%など)。しかし、合理的に可能性のある変更が、のれんのテスト時にCGUのヘッドルームを減少させたり、または次年度の帳簿価額に重要な調整を発生させたりしない場合、企業は、追加の感応度開示が財務諸表の利用者に誤った印象を与えたり、混乱させたりしないよう留意しなければなりません。

現在、多くの市場において不確実性と変動性が增大していることを考慮すると、合理的に起こり得る変動の範囲は拡大していると

思われ、通常は、より広範囲の減損の開示が要求されるでしょう。

主要な仮定および複数のCGUIに関するより広い範囲の仮定について、明確な開示を行わなければなりません。重要である場合、それぞれのCGUIに固有の仮定を特定する必要があります。割引率など、使用した仮定が過年度から大幅に変更されている場合には、仮定の変更について説明しなければなりません。さらに、減損の場合、企業は、何が減損の原因だったのか、そしてそれは外部のデータに基づくものか、あるいは企業独自の見積りの変更によるものかを明確に開示する必要があります。重大な減損損失または戻入れを認識する企業は、影響を受けた資産またはCGUの回収可能価額も開示する必要があります (IAS第36号第130項(e))。

規制当局は、ターミナルバリューを見積るためのキャッシュ・フロー予測に用いる長期成長率や税引前の割引率は、重要であるものの、直近の予算・予測が対象とする期間のキャッシュ・フロー予測に用いる「主要な仮定」ではない、との見解を述べています。したがって、ターミナル期間の前に発生するキャッシュ・フロー予測に適用する個々の成長率に関する仮定についても注意を払わなければなりません。会計方針の開示は常に、減損テストで使用する基礎と整合していなければなりません。規制当局は、VIUを用いて回収可能な金額を測定しているが、キャッシュ・フローの予測が新事業の展開の便益を含めている、または将来の投資能力に依存しているように見える企業には、引き続き異議を唱えたと指摘しました。考慮すべき別の論点として、減損の戻入れが必要かどうかがあります。IAS第36号第110項は、企業に対し、各報告期間の末日において、のれん以外の減損したすべての資産について、減損損失がもはや存在しないか減少している可能性を示す兆候があるかどうかを検討することを要求しています。識別可能な減損の戻入れの兆候の有無を判定するためには判断が必要となる可能性があります。そのような兆候が存在する場合には、企業は資産の回収可能額を再計算する必要があります。

IAS第36号第111項は、過去の期間に認識した減損損失がもはや存在しないかまたは減少している可能性を示す兆候があるかどうかを評価する際に考慮すべき兆候の例を示しています。これらの兆候は、IAS第36号第12項にあるように、外部と内部の情報源という2つのカテゴリーにまとめられています。減損の戻入れの可能性に関するこれらの兆候は、主にIAS第36号第12項の示す減損損失の可能性を示す兆候によく似ています。時間の経過(割引の「巻戻し」とも呼ばれる)のみでは、減損の戻入れの十分な引き金とはなり得ないでしょう。さらに詳しくは[FAQ 24.153.2](#)「減損の戻入れの兆候」(和訳は[こちら](#))および[FAQ 24.154.2](#)「時の経過を原因とする減損の戻入れ」(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

2021年12月末において減損に関連する開示で考慮すべき主要なポイントには、以下が含まれます。

- 気候変動および環境の影響
- コロナウイルスの影響
- IFRS第16号との相互関係

継続企業に関するIASBの教育文書

2021年1月12日、IASBは、企業がIAS第1号で要求される継続企業の開示を行うにあたりどのようなことを考慮する必要があるかについて、4ページにわたる教育文書を公表しました。IASBは、COVID-19のパンデミックによって経済環境が圧迫され、企業の売上高、収益性および流動性が著しく低下し、継続企業の前提の疑義につながっていることを認識しています。

教育文書には新たなガイダンスが含まれているか

この教育資料は新たなガイダンス指針を提供するものではなく、現在の困難な環境において財務諸表を作成する企業を支援するために公表されました。これは、IAS第1号が何を要求しているのかに関して再確認を行うものです。

教育資料で取り上げられているトピック

この教育文書では、下記の4つのシナリオを検討しています。

1. 継続企業の存続能力に対して重大な疑義がない場合
2. 継続企業の存続能力に対して重大な疑義があるものの、対応策が十分であるため継続企業の前提により財務諸表を作成することが適切であり、重要な不確実性も存在しない場合
3. 継続企業の存続能力に対して重大な疑義があるものの、対応策が十分であるため継続企業の前提により財務諸表を作成することが適切であるが、重要な不確実性が残る場合
4. 企業の清算もしくは営業停止の意図がある場合、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合

この教育文書は、シナリオ2とシナリオ3という、判断を要する2つの領域に重点を置いています。また、継続企業ではない場合に企業は何をすべきかについてのガイダンスも提供しており、IAS第1号第25項を参照しています。当該基準は、継続企業でない場合、財務諸表の作成の基礎を開示することを企業に要求しています。

シナリオ3では、(継続企業の存続能力が適切であると認められているにもかかわらず)重要な不確実性が存在するケースを取り上げており、IAS第1号第25項および第122号を参照しています。これは、企業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生

じさせるような事象または状態に関する不確実性と、継続企業の前提が適切であると結論づける際に行った判断に関する情報を開示することの必要性を強調しています。このような開示には、企業の継続企業としての存続能力に対して疑義を生じさせるような事象または状況の開示、およびそのような事象または状況に対処するための経営者の対応策の実行可能性と有効性についての開示が含まれます。

シナリオ2においては、継続企業としての存続能力が適切であると認められ、かつ重要な不確実性も存在しないケースを示しており、2014年のIFRS ICのアジェンダ決定を参照しています。このIFRS ICアジェンダ決定では、対応策が講じられ、重要な不確実性がないと結論が下された場合でも、そのような結論には、IAS第1号第122項に基づく開示を要する重大な判断が含まれるとしています。

重要な検討が行われたすべての状況と同様、教育文書は、IAS第1号第125項から第133項において、翌事業年度中に資産および負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがある場合に、将来に関して行う仮定に関する情報の開示が要求されていることを強調しています。

より詳しい情報について

なお、[In the spotlight](#)「継続企業の前提および後発事象の開示におけるCOVID-19の影響の記載例」(和訳は[こちら](#))開示に関するいくつかの設例、要求事項のより詳しい要約、後発事象が会計に及ぼす影響の考察などを含む、追加的なガイダンスを提供しています。

2021年12月31日に終了する 事業年度に新たに適用される 基準および解釈指針

2021年12月31日に終了する事業年度に新たに適用される基準および解釈指針は、以下のとおりです。

[フェーズ2の修正](#)では、ある金利指標から代替的な金利指標への置換えを含む、金利指標改革で生じる論点に対応しています。フェーズ2の修正は、金利指標改革の直接の影響を受けるヘッジ関係に対するIAS第39号およびIFRS第9号のヘッジ会計の特定の要求事項の適用について、追加の一時的な救済措置を提供しています。詳細については[In depth INT2020-06](#)「金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド」(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

IFRS第4号「保険契約」の修正、IFRS第9号の適用延期(2020年6月25日公表)

[本修正](#)は、IFRS第17号の適用日を2年延長して2023年1月1日とし、IFRS第4号におけるIFRS第9号「金融商品」の一時的免除の期日も2023年1月1日までに変更しています。

2022年1月1日以後に発効する 新基準

IAS第8号第30項の下で、企業は、公表されているが未発効の新しいIFRSのうち、その適用が企業の財務諸表に及ぼす可能性の高い影響の評価に関連する情報を開示する必要があります。以下の表では、2021年12月31日より前に公表され、2022年1月1日以後に終了する会計期間に適用されるすべての新基準および改訂基準を要約しています。

IFRS第16号「リース」の修正－ COVID-19に関連する賃料減免 実務上の便法の適用期間の延長	COVID-19のパンデミックの結果として、借手に対して賃料減免が付与されています。このような賃料減免は、支払猶予やリース料の繰延べなどのさまざまな形態をとる可能性があります。2020年5月、IASBは、借手について、COVID-19に関連する賃料減免がリースの条件変更であるかどうかの評価を免除する任意の実務上の便法を設けた、 IFRS第16号の修正 を公表しました。2021年3月31日、IASBは、実務上の便法の適用期間を2021年6月30日から2022年6月30日まで延長する追加的な修正を公表しました。借手は、このような賃料減免を、リースの条件変更でないとした場合に会計処理するのと同じ方法で会計処理を行うことを選択できます。これは、多くの場合において、支払減免が発生する契機となった事象または条件が生じた期間において、変動リース料として会計処理されます。詳細は In depth INT2020-05「COVID-19に関連する賃料減免に関するIFRS第16号の修正」 (和訳は こちら)をご参照ください。
公表日	2021年3月
発効日	2021年4月1日以後開始する事業年度
IFRS第3号、IAS第16号、IAS第37号 に対する複数の狭い範囲の修正、および IFRS第1号、IFRS第9号、IAS第41号 ならびにIFRS第16号に対する 年次改善	<p>IFRS第3号「企業結合」の修正では、企業結合に関する会計処理の要求事項を変更することなく、「財務報告の概念フレームワーク」を参照するようIFRS第3号を更新しています。</p> <p>IAS第16号「有形固定資産」の修正では、企業が、意図した使用のために資産を準備している間に生産された物品の販売による収入を、有形固定資産の取得原価から控除することを禁止しています。その代わりに、企業は、このような見本品の販売による収入は、関連コストとともに純損益に認識することになります。</p> <p>IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」の修正では、契約が損失を発生させるかどうかの評価に含めるコストが明記されています。</p> <p>IFRS基準の年次改善により、IFRS第1号「IFRSの初度適用」、IFRS第9号「金融商品」、IAS第41号「農業」、およびIFRS第16号「リース」の設例に軽微な修正が加えられています。</p>
公表日	2020年5月
発効日	2022年1月1日以後開始する期間

IAS第1号「財務諸表の表示」の修正 —負債の流動又は非流動への分類	本修正は、報告期間の末日時点に存在する権利により、負債を流動または非流動のどちらに分類するのかを明確化しています。この分類は、企業の期待または後発事象（例えば、権利の放棄の受領または財務制限条項の違反）による影響を受けません。また本修正は、IAS第1号において負債の「決済」と言及されているのはどのような場合なのかについても明確化しています。詳細については、PwCの In brief INT2020-03 「負債の流動または非流動への分類(国際会計基準(IAS)第1号の修正)」(和訳は こちら)をご参照ください。なお、IASBが本修正についての変更を提案する新たな 公開草案 を公表していることにご留意ください。
公表日	2020年1月
発効日	2023年1月1日以後開始する期間(ただし、上記公開草案により2024年1月1日以後開始する期間まで延期することが提案されている)
IAS第1号、IFRS実務記述書第2号 およびIAS第8号の狭い範囲の修正	本修正は、会計方針の開示を改善すること、および財務諸表利用者が会計上の見積りの変更と会計方針の変更を区別する際に役立つものとなることを目的としています。詳細については、 In brief INT2021-02 「IAS第1号、IFRS実務記述書第2号およびIAS第8号の狭い範囲の修正」(和訳は こちら)をご参照ください。
公表日	2021年2月
発効日	2023年1月1日以後開始する期間
IAS第12号の修正—単一の取引から 生じる資産及び負債に関連する繰延 税金	本修正は、企業に対し、当初認識時に同額の将来加算一時差異および将来減算一時差異が生じる取引について繰延税金を認識することを要求するものです。詳細については、 In brief INT2021-10 「IAS第12号の修正:単一の取引から生じる資産および負債に関連する繰延税金」(和訳は こちら)をご参照ください。
公表日	2021年5月
発効日	2023年1月1日以後開始する期間
IFRS第17号「保険契約」(2021年12月 修正)	本基準は、現在多様な実務慣行を許容しているIFRS第4号を置き換えるものです。IFRS第17号は、保険契約および裁量権付有配当投資契約を発行するすべての企業の会計処理を、根本的に変えることとなります。 詳細については、 PwC IFRSマニュアル第50A章 をご参照ください。
公表日	2020年6月
発効日	2023年1月1日以後開始する期間

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2022 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.